

# 山梨県公報

号外第三十八号

令和二年

八月三十一日

月 曜 日

## 目次

### 条 例

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一  
○山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例……………一

### 規 則

○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則……………一  
○山梨県食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人規則を廃止する規則……………二

## 条例のあらまし

### ○山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(農業技術課)

1 肥料取締法の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行することとした。

### ○山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(畜産課)

1 家畜伝染病予防法等の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第四十三号

山梨県公報号外 第三十八号 令和二年八月三十一日

### 山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二の五十七の項事務の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項金額の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第四項第二項」を「第四項第三項」に改め、同表の五十八の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第四項第二項」を「第四項第三項」に改める。

### 附 則

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第四十四号

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

山梨県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

別表一の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「トキソプラズマ病」を「トキソプラズマ症」に、「家さんサルモネラ感染症」を「家さんサルモネラ症」に、「みつばち一ほう群」を「蜜蜂一蜂群」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項第五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

## 規 則

### 山梨県規則第四十九号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和二十五年山梨県規則第七十三号)の一部を次のように改正

する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第二条中「第三十条第九項」を「第三十条第七項」に改める。

第三条中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「第四条」を「第七条の規定」に改める。

第四条第一項中「第四条第一項第七号若しくは第二項」を「第四条第一項第七号若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第五条を削る。

第一号様式及び第二号様式中「酒造の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。ただし、第五条を削る改正規定は、同法附則第一条第二号に定める日（令和三年十二月一日）から施行する。

山梨県規則第五十号

山梨県食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人規則を廃止する規則

山梨県食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理人規則（昭和三十八年山梨県規則第三十四号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。